

社会福祉法人新城市社会福祉協議会役員等の 報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人新城市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会長、理事、監事、評議員及び委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬の額は、別表のとおりとする。

- 2 会長の報酬は、職に就いた日の属する月からその職を離れた日の属する月まで支給する。
- 3 公務員等公職にあるものが役員となった場合は、報酬は支給しないものとする。
- 4 報酬の支給日は、会長については職員の支給日の例により、理事、監事、評議員及び委員会委員については非常勤職員の支給日の例による。

(費用弁償)

第3条 役員等が会務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、この旅費については、職員に支給する旅費の例による。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の議決によってこれを行なう。

(その他)

第5条 この規程の実施について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人新城市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月13日から施行する。

別表(第2条関係)

【非常勤】

区分	報酬の額	備考
会長	月額 50,000円	
理事	日額 3,000円	常務理事を除く
監事	日額 3,000円	
評議員	日額 3,000円	
委員会委員	日額 3,000円	

※常務理事の報酬の額は新城市社会福祉協議会嘱託職員の任用の
手続及び給与その他の勤務条件に関する要綱に基づき支給する。